確認申請等受付前の関係法令等による事前調整一覧

1.土地利用関係

対　　象	申請先（関係部局）	備　　考	
都市施設の計画区域内での 建築行為等	計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7882〕	下見（工作物は不要） 〔都市計画法第53条許可〕	（注）敷地が計画区域内の付近にある場合は、都市計画課の縦覧図（明示・事業認可は関係事業局）で事前に確認して下さい。
○ 都市計画道路の計画区域内	建設局総務部測量明示課 都市計画明示担当 〔大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6651〕	都市計画道路境域明示書 〔大阪門真線を除く〕	
○ 都市計画公園・緑地の計画区域内	建設局公園緑化部調整課 〔大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟4階 06-6615-6705〕	都市計画公園境域明示書 〔都市計画法第53条許可に 先行し電話連絡の上協議〕	
○ 自動車専用道路の計画区域内 〔環境施設帯〕	阪神高速道路株式会社計画部道路環境室 〔大阪市北区中之島3-2-4 06-6232-6244〕	副申（協議）・測量明示	
○ 都市計画下水処理場・抽水所の 計画区域内	建設局下水道部調整課 （事業計画担当） 〔大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-7597〕	都市計画法第53条許可協議 都市計画法第65条許可協議	
○ 都市計画霊園の計画区域内 〔瓜破霊園 平野区瓜破東4.6丁目の一部〕	環境局事業部事業管理課 斎場霊園担当 〔大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階 06-6630-3135〕	協議案内	
○ 都市計画卸売市場の計画区域内 〔中央卸売市場 福島区野田1・2・4丁目の一部〕	中央卸売市場総務担当 〔大阪市福島区野田1-1-86 06-6469-7920,7921〕	協議案内	
風致地区内	計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7882〕	下見 〔風致条例第2条許可〕	
生産緑地地区内	計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7872〕	下見	
地区計画の計画区域内	計画調整局計画部都市計画課 〔本庁舎7階 06-6208-7882〕	下見・届出	
土地区画整理事業区域内	各区参照	協議案内 〔土地区画整理法第76条〕	
宅地造成等工事規制区域内 ・ 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ・ 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ・ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの ・ 盛土で高さが2m超となるもの ・ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの	計画調整局開発調整部開発誘導課 〔本庁舎7階 06-6208-9285,9287〕	下見 〔宅地造成及び特定盛土等規制法第12条許可 （盛土許可の要否）〕	

対　　象	申請先（関係部局）	備　　考
区域面積が500㎡以上のもの	計画調整局開発調整部開発誘導課 ［本庁舎7階 06-6208-9285,9287］	下見 ［開発許可の要否 都市計画法第29条許可］
大規模建築物の事前協議 ○ 住宅戸数が70戸（35㎡以下のワンルームを除く）以上のもの ○ 区域面積が2,000㎡以上、かつ、建築物の高さが10m以上のもの ○ 建築物の容積対象延べ面積が5,000㎡を超え、かつ、階数が地上6階以上のもの	計画調整局開発調整部開発誘導課 ［本庁舎7階 06-6208-9285,9287］	下見 ［大阪市の計画通知を除く 工作物を除く］
敷地面積が1,000㎡以上のもの ［準大規模建築物の届出］	計画調整局開発調整部開発誘導課 ［本庁舎7階 06-6208-9285,9287］	下見 ［大阪市の計画通知を除く 工作物を除く］
	建設局公園緑化部緑化課 ［大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟4階 06-6615-6900］	協議案内 ［大阪市みどりのまちづくり条例 大阪府自然環境保全条例］
緑化指導要綱の事前協議 ○ 敷地面積が500㎡以上、1,000㎡未満のもの	計画調整局開発調整部開発誘導課 ［本庁舎7階 06-6208-9285,9287］	下見・事前協議 ［計画通知を除く］
バリアフリー法関係 ・ 大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づく事前協議 ・ 大阪府福祉のまちづくり条例第31条に基づく事前協議 ・ 大阪府福祉のまちづくり条例第29条に基づく認定 ・ バリアフリー法第17条に基づく特定建築物の認定	計画調整局開発調整部開発誘導課 ［本庁舎7階 06-6208-9319］	下見・事前協議 ［計画通知を除く］
附置義務駐車場（自動二輪車含む） ○ 建築物の延べ面積が2,000㎡を超えるもの ［駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域］ ○ 建築物の延べ面積が3,000㎡を超えるもの ［上記以外の地域］	計画調整局計画部都市計画課 ［本庁舎7階 06-6208-7881,7872］	下見・事前協議
共同住宅の駐車場（自動二輪車含む） ○ 住宅戸数が30戸以上のもの ［大阪市全域］		
駐車場法 ○ 一時預かりの駐車場で、駐車の用に供する面積が500㎡以上のもの ［大阪市全域 建築物の内外を問わない］		

<table>
<tr><th colspan="2">対　　象</th><th>申請先（関係部局）</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">附置義務自転車駐車場</td><td>① 集客施設（※）で、大規模建築物の事前協議の対象となるもの（自転車駐車場を共同設置する際の特例（条例第14条を参照）を適用する場合を除く）又は
共同住宅（施設の規模に関係なくすべて）</td><td>計画調整局開発調整部開発誘導課
（本庁舎7階 06-6208-9319）</td><td rowspan="2">下見・事前協議
（自転車駐車場の附置等に関する条例条例については、建設局企画部方面調整課自転車施策担当にお問合せください）
（新築・増築・改築工事が対象（計画変更含む）
①②の複合施設は各課とも下見が必要）
※集客施設：
遊技場、小売店舗・コンビニエンスストア、飲食店・カラオケボックス等、レンタルビデオ店、スポーツ施設、官公署等、銀行、郵便局、学習施設（保育所・幼稚園含む）、映画館・劇場、病院・診療所</td></tr>
<tr><td>② 集客施設（※）で、建築物の延べ面積が300㎡を超えるもの（①に該当するもの以外）</td><td>建設局企画部方面調整課
自転車施策担当
（大阪市住之江区南港北2-1-10
ATCビルITM棟6階
06-6615-6811）</td></tr>
<tr><td>○ 小売店舗・コンビニエンスストアで、建築物の延べ面積が300㎡以下、かつ、店舗面積が200㎡以上のもの</td><td>建設局企画部方面調整課
自転車施策担当
（大阪市住之江区南港北2-1-10
ATCビルITM棟6階
06-6615-6811）</td><td>下見
中規模小売店舗の自転車駐車場の設置等に関する要綱
（新築・増築・改築工事が対象（計画変更含む））</td></tr>
</table>

対　　象	申請先（関係部局）	備　　考
景観法・大阪市都市景観条例に基づく事前協議及び届出等 【届出対象】 ○ 建築物の建築等（基本届出区域） ・ 敷地面積が2,000㎡以上、かつ、建築物の高さが10m以上のもの ・ 建築物の延べ面積が5,000㎡を超え、かつ、階数が地上6階以上のもの ○ 建築物の建築等及び広告物の設置（重点届出区域） ・ 中之島地区 ・ なにわ筋、国道2号、堺筋、御堂筋（土佐堀通～長堀通除く）、四つ橋筋、土佐堀通の各街路に面する敷地 ○ 工作物の新設、外観変更等 ・ 工作物1 ・ 高架の道路又は高架の鉄道で高さ5m以上の区間が350m以上連続しているもの ・ 川幅の平均が100m（重点届出区域では50m）以上の河川の護岸 ・ 橋長が100m以上（重点届出区域では全て）の橋梁 ・ 工作物2 ・ 煙突、電波塔、広告塔等で高さが20mを超えるもの ・ 建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔等で高さが10mを超え、かつ、建築物との高さの合計が20mを超えるもの ・ 工作物3 ・ コースター、観覧車、その他これらに類する遊戯施設	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 ［本庁舎7階 06-6208-7885,7887］	下見 事前協議・届出・通知 ［法第16条、条例第13条・第14条］ ※重点届出区域は各区参照
住宅系建築物の容積率緩和 ［北区・中央区・西区・福島区の一部］	計画調整局建築指導部建築企画課 許認可担当 ［本庁舎3階 06-6208-9284］	事前協議 ［建築基準法第52条第8項］

対　　象	申請先（関係部局）	備　　考
住宅附置誘導制度（都心部） ○ 主たる用途が事務所・店舗 ○ 延べ面積が5,000㎡以上又は敷地面積が2,000㎡以上のもの （第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域（指定容積率300%・400%）） ○ 延べ面積が10,000㎡以上又は敷地面積が2,000㎡以上のもの （商業地域（指定容積率400%・600%））	計画調整局開発調整部開発誘導課 （本庁舎7階 06-6208-7897）	事前協議 （都心居住促進のための住宅附置に関する指導要綱）
ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱 ○ ワンルーム形式住戸（※）を含む建築物	計画調整局開発調整部開発誘導課 （本庁舎7階 06-6208-9319）	下見・事前協議 ※一区画の専用面積が35㎡以下で、一区画ごとに浴室（シャワー室を含む）、便所及び台所（湯沸場を含む）を設けた形式の住宅、又は一区画ごとに便所若しくは台所（湯沸場を含む）を設けた形式の事務所をいう
御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等 ○ 地区計画区域内での建築物の建築等及び広告物の設置 （御堂筋本町北地区地区計画 御堂筋本町南地区地区計画）	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 （本庁舎7階 06-6208-7854,7887）	下見・事前協議 （各区参照）
建築美観誘導制度 （平成29年9月末廃止、計画変更の場合は平成29年10月以降も協議必要） ○ 沿道での建築物の建築等及び広告物の設置 （なにわ筋、国道2号、堺筋、御堂筋（土佐堀通～長堀通除く）、四つ橋筋、土佐堀通）	計画調整局計画部都市計画課 都市景観担当 （本庁舎7階 06-6208-7885,7887）	下見・事前協議 （各区参照）
大阪国際空港（伊丹空港）の制限表面が覆っている地域において設置する物件等（※） （（全域）淀川区・西淀川区・都島区・北区・福島区・城東区・中央区・西区・港区・東成区・浪速区 （大部分）東淀川区・旭区・此花区・鶴見区・生野区・平野区・東住吉区 （平野区は八尾空港の制限高を優先） （一部）天王寺区・大正区・阿倍野区・西成区・住之江区）	関西エアポート株式会社 （豊中市蛍池西町3-555 06-4865-9601）	協議案内 （航空法第49条 場所によって高さ制限が異なるため、空港設置者等と調整が必要） ※物件等 建物、避雷針、アンテナ、電柱、鉄塔、煙突、樹木、クレーン、アドバルーン等全ての物件が対象 （制限表面の上に出るか否かの照会は、電話にてお問合せいただくかホームページでご確認ください） （大阪国際空港（伊丹空港）の制限表面についてはこちら http://www.kansai-airports.co.jp/itm_seigen/index.html）

対　　象	申請先（関係部局）	備　　考
八尾空港の制限表面が覆っている地域において設置する物件等（※） ［平野区の一部］	大阪航空局八尾空港事務所 （八尾市空港2丁目12 TEL 072-992-0031 FAX 072-993-2240）	協議案内 （航空法第49条 場所によって高さ制限が異なるため、空港設置者等と調整が必要） ※物件等 建物、避雷針、アンテナ、電柱、鉄塔、煙突、樹木、クレーン、アドバルーン等 全ての物件が対象 （制限表面の上に出るか否かの照会は、八尾空港高さ制限回答システム でご確認ください。 こちら https://secure.kix-ap.ne.jp/yao-airport） （八尾空港の制限表面については、 こちら https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/restriction.html）
特別高圧線付近の敷地 ・ 西淀川区、東淀川区、淀川区 ・ 城東区、鶴見区	関西電力送配電株式会社所轄電力所 ［小曽根電力所 06-6333-1563］ ［野江電力所 06-6930-6005］	協議案内 （特別高圧送電線下の敷地、その隣接地で工事等実施の際は連絡、協議が必要）
臨港地区内	大阪港湾局営業推進室開発調整課 （大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルＩＴＭ棟10階 06-6615-7740）	下見 （港湾法第40条、第58条 広告塔、広告板を除く）
住宅改良地区内	都市整備局市街地整備部住環境整備課 住宅地区改良グループ ［本庁舎7階 06-6208-9231,9232］ 都市整備局生野南部事務所 （大阪市生野区勝山南3-1-19 生野区役所5階 06-6717-8266,8267）	下見 ［住宅地区改良法第9条］
・ 地下鉄沿線 ［境界より30m以内］ ・ 地下鉄軌道敷内	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部調査・設計課 （大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883）	下見 （各区参照 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見）
JR東西線沿線	関西高速鉄道株式会社 総務業務部業務課 （大阪市福島区福島3-14-24 福島阪神ビルディング11階 06-6485-8722）	下見 （各区参照 木造建築物を除く ただし、鉄道施設直上部は全て）

対　　象	申請先（関係部局）	備　　考
都市高速鉄道なにわ筋線の 都市計画決定区域内	関西高速鉄道株式会社 事業調整部調整課 （大阪市福島区福島3-14-24 福島阪神ビルディング11階 06-6485-8913）	都市計画法第65条許可協議
	計画調整局計画部都市計画課 （本庁舎7階 06-6208-7874）	下見 （都市計画法第65条許可申請）
認定道路、都市計画道路の区域明示 （建築基準法第42条第1項第一号及び同附則第5項に基づく道路のみ対象）	建設局総務部測量明示課 （大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6651）	認定道路の区域明示申請の受付・交付 （※道路中心線の明示線はありません）
水路敷、里道の境界確定 ・ 旧建設局で譲与を受けた法定外公共物の所有権境界（水路敷、里道） ・ 旧都市環境局で譲与を受けた法定外公共物の所有権境界（水路敷、里道） ・ 機能がなく譲与を受けなかった法定外公共物の所有権境界（水路敷、里道）	建設局総務部測量明示課 （大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6651） 建設局下水道部調整課 下水道管理担当 （大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6642） 近畿財務局管財部総括国有財産管理官 （大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 06-6949-6386）	境界確定協議書 （旧建設局所管か旧都市環境局所管かについては建設局で要確認）
下水敷の境界確定	建設局下水道部調整課 下水道管理担当 （大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6642）	境界確定協議書

対　　象	申請先（関係部局）	備　　考
下水敷の占用許可 （都島区・旭区・城東区・鶴見区・天王寺区・東成区・生野区）	建設局東部方面管理事務所管理課 （大阪市城東区中浜1-17-10 中浜下水処理場内 06-6969-5841）	占用許可書
下水敷の占用許可 （大正区・浪速区・西成区・中央区・西区・港区）	建設局西部方面管理事務所管理課 （大阪市西成区津守2-7-13 津守下水処理場内 06-6567-6491）	
下水敷の占用許可 （住之江区・住吉区・阿倍野区・東住吉区内・平野区内）	建設局南部方面管理事務所管理課 （大阪市住之江区泉1-1-189 住之江下水処理場内 06-6686-1240）	
下水敷の占用許可 （北区・福島区・此花区・西淀川区・淀川区・東淀川区）	建設局北部方面管理事務所管理課 （大阪市此花区高見1-2-47 海老江下水処理場内 06-6462-1434）	
官公有地との境界明示及び占用許可	関係官庁	副申・意見・許可書
契約管財局賃貸地 （港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区・北区・此花区・中央区・西区・東成区・西成区・阿倍野区・住之江区・生野区）	契約管財局管財部管財課賃貸地グループ （大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館8階 06-6484-5112）	下見 （大阪市財産条例、財産規則及び土地賃貸借契約書等の条項により、建替等に関しては承諾料を徴収のうえ承認を行う）
建築基準法第42条第2項道路の判定 ○ 認定道路幅員1.80m未満のもの	計画調整局建築指導部建築企画課 道路指定担当 （本庁舎3階 06-6208-9286）	判定・下見
大阪市道路全域	NTT西日本（WEB受付） （https://setsubiiten-web-west.gvm-jp.groupis-ex.ntt/move-pole/top ※受付後、NTT西日本担当者若しくはNTT西日本指定工事会社より申請者へ連絡します）	協議案内 （道路後退がある場合（認定道路のみ）で、敷地前面にNTT柱があり移設が必要な場合）

対　　象			申請先（関係部局）	備　　考
河川の附近地にかかる制限	今川・駒川・東横堀川・住吉川・鳴戸川・城北川・細江川・道頓堀川（西道頓堀川を含む）・加美巽川・十三間川・空港放水路・大野川・長瀬川・三軒家川 （詳しい内容については建設局のホームページをご参照ください）		建設局企画部河川課 （大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6833）	下見 （河川敷の境界明示 河川附近地掘さく届） （河川区域から10m以内の土地で地表から1m以上の掘削等を行うとき）
	安威川、糸田川 （河川区域及び河川区域から18m以内） （詳しい内容については大阪府のホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/ibarakidoboku/sinsei/index.html）		大阪府茨木土木事務所 管理課 （茨木市中穂積１-3-43 三島府民センタービル内 072-627-1121（内線531・522））	協議案内・許可 （河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書） （各区参照）
	正蓮寺川、六軒家川、旧淀川（堂島川、安治川、大川）、土佐堀川、木津川、尻無川、神崎川、中島川、西島川、左門殿川 （河川区域及び河川区域から９m以内もしくは18m以内） （詳しい内容については大阪府のホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/applicate/index.html）		大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ （大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7773（内線213・214））	協議案内・許可 （河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書） （各区参照）
	安治川（右岸）此花区桜島１丁目 （河川区域及び河川保全区域（河川区域から９m以内） 河川保全区域から50m以内） （詳しい内容については大阪府のホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/applicate/index.html）		大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 防災対策課企画防災グループ （大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7773, 7772）	下見 （河川保全区域から50m以内の土地で開発等を行うとき） 協議案内・許可 （河川法第24条・第26条・第55条）
	寝屋川・第二寝屋川・平野川 平野川分水路・古川 （河川区域及び河川区域から９m以内） （詳しい内容については大阪府のホームページをご参照ください http://www.pref.osaka.lg.jp/ne/kanri/kyoka.html）		大阪府寝屋川水系改修工営所 維持管理課河川管理グループ （大阪市城東区東中浜4-6-35 06-6962-7662(内線16・17・29)）	協議案内・許可 （河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書） （各区参照）
	河川保全区域	大和川沿い（境界より18m以内） （住之江区・住吉区・平野区・東住吉区）	近畿地方整備局大和川河川事務所 堺出張所 （堺市堺区香ヶ丘町5-9-30 072-227-7160）	協議案内・許可 （河川法第55条 境界明示書） （各区参照）
		淀川沿い（境界より18m以内） （北区（JR京都線（豊崎6丁目）より下流域）・福島区・此花区・淀川区・西淀川区）	近畿地方整備局淀川河川事務所 福島出張所 （大阪市福島区海老江8-3-15 06-6458-2102）	下見・許可 （河川法第55条 境界明示書） （各区参照）
		淀川沿い（境界より18m以内） （北区（JR京都線（本庄西3丁目）より上流域）・都島区・旭区・東淀川区）	近畿地方整備局淀川河川事務所 毛馬出張所 （大阪市北区長柄東3-3-25 06-6351-2580）	

対　　象		申請先（関係部局）	備　　考
拡幅道路	城東区 ● 鴫野西5丁目14・15番街区と鴫野西5丁目16番街区の間 ● 鴫野東3丁目2番街区 ● 鴫野西5丁目2番街区と鴫野西5丁目15番街区の間 ○ 野江1丁目17番街区と蒲生2丁目11番街区の間	建設局道路部道路課 （大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6782）	下見（副申） 【鴫野西5丁目東西線】 （城東区第716号線） 【城東区第628号線】 【城東区第2751号線】 協議案内 【淀川連絡線廃線跡】
	鶴見区 ● 安田1丁目1番街区と中茶屋2丁目1番街区の間 ● 鶴見3丁目10番街区と鶴見3丁目11番街区の間 ● 徳庵2丁目6番街区内 ○ 鶴見4丁目11番街区と鶴見4丁目16番街区の間		下見（副申） 【茨田第16号線】 【東成区第1036号線】 【鶴見区第8601号線】 協議案内 【鶴見小学校西筋線】
	生野区 ● 勝山南3丁目1・9・10番街区と勝山南3丁目2・4・7・8番街区の間、生野東3丁目1・3・6番街区と生野東3丁目7～10番街区の間、生野東2丁目10～14番街区と生野東4丁目1番街区の間 ● 生野東1丁目1番街区内、生野東1丁目2～4番街区と生野東1丁目5番街区の間、生野東3丁目9・11番街区と生野東3丁目10番街区の間 ○ 田島3丁目4番街区と田島4丁目1番街区の間、田島3丁目5・8番街区と田島4丁目11・12番街区の間		下見（副申） 【生野南北線】 【生野東西線】 協議案内 【生野区第2286号線】
	住吉区 ● 墨江4丁目1番街区内 ● 苅田8丁目1番街区と苅田6丁目3番街区の間		下見（副申） 【住吉区674号線】 【住吉八尾線】

対　　象		申請先（関係部局）	備　　考
拡幅道路	住之江区 ○ 安立3丁目7番街区と 安立3丁目8番街区の間	建設局道路部道路課 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6782	協議案内 【住之江区第624号線】
	東住吉区 ● 公園南矢田4丁目3・13・14・22・25番街区と 公園南矢田4丁目4・5・11・12・23・24番 街区の間 ● 矢田5丁目1・2番街区と 矢田5丁目8・10・13番街区の間 ● 湯里2丁目3番街区内 ● 住道矢田5丁目14番街区と 平野区瓜破西1丁目1番街区の間 ○ 住道矢田2丁目8・10番街区と 住道矢田2丁目9番街区の間		下見（副申） 【住吉八尾線】 【矢田西第20号線】 【東住吉区第1100号線】 【東住吉区第2724号線】 （瓜破小学校西筋線） 協議案内 【矢田住道第38号線】
	平野区 ● 喜連6丁目6番街区と 喜連6丁目7番街区の間 ● 喜連東2丁目1・3番街区及び 喜連東4丁目7・8番街区と 喜連東3丁目1・2・6・7番街区及び 喜連東5丁目1番街区の間、 喜連東5丁目14・15番街区内 ● 瓜破南2丁目3番街区と 瓜破南2丁目4番街区の間 ○ 西脇4丁目1番街区内 ○ 西脇4丁目1番街区内		下見（副申） 【平野区第1513号線】 【平野区第1468号線】 【平野区第8402号線】 協議案内 【東住吉区第1882号線】 【東住吉区第1883号線】
	浪速区 ○ 恵美須東3丁目4番街区と 恵美須東3丁目2・3番街の間		協議案内 【新世界中之町線】 （ジャンジャン横丁）
	旭区 ● 新森6丁目9番街区と 新森7丁目4・5番街区の間		下見（副申） 【旭区第348号線】 （赤川森小路線）
	東成区 ● 大今里2丁目8番街区内		協議案内 【東成区第590号線】

対　　象		申請先（関係部局）	備　　考
拡幅道路	西成区 ● 津守1丁目14番街区及び津守2丁目8番街区と津守1丁目13番街区及び津守2丁目7番街区の間 ● 北津守2丁目3・4番街区と北津守2丁目5番街区の間 ● 中開3丁目6番街区と南開2丁目6番街区の間 ● 中開3丁目6番街区及び南開2丁目6番街区と中開3丁目4・5番街区及び南開2丁目5番街区の間 ● 中開3丁目2番街区内 ● 長橋3丁目11番街区内	建設局道路部道路課 （大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6782）	下見（副申） 【西成区第369号線】 【西成区第378号線】 【西成区第30号線】 【西成区第48-1号線】 【西成区第31号線】 【津守安立線】
	東淀川区 ● 東中島4丁目12番街区と東中島5丁目28番街区の間		下見（副申） 【熊野大阪線】
	淀川区 ● 十八条1丁目6番街区と十八条2丁目1番街区の間 ● 西三国4丁目3番街区と西三国4丁目6番街区の間 ● 新高5丁目14番街区と新高5丁目15・16番街区の間 ○ 加島1丁目21～23・30・34・36番街区と竹島1丁目2番街区及び加島1丁目1・2・20番街区の間		下見（副申） 【熊野大阪線】 【淀川区第1312号線】 【東淀川区第307-20号線】 （加島西三国線） 協議案内 【山陽新幹線側道線】